

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年六月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>三沢坂本線</p>	<p>路線名</p>
<p>秩父郡皆野町大字三沢字柳沢四四七 一番一地从から 同郡同町大字三沢字柳沢四四七一 番 一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年六月十六日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十七年一月十六日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長五六・二〇メートル</p>	<p>備考</p>